

# 重要事項説明書

指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 178 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 リベルタ
事業者の所在地	大阪府大阪市旭区生江三丁目 27 番 6 号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	北口 末廣
電話番号	06-6925-8910

## 2 ご利用施設

施設の名称	介護付き有料老人ホーム寿寿-ことごと-
施設の所在地	大阪府大阪市都島区都島中通 2 丁目 12 番 17 号
施設長名	米田 豊
電話番号	06-6925-8880
ファクシミリ番号	06-6925-8881

## 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、介護保険法関係法令の定めるところにより、利用者様に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、社会福祉法人リベルタがその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。
施設運営の方針	当施設では個別ケアと認知症ケアに尽力し、高齢者の方々が他者の支援が必要になっても、ご本人の個性・生き方・尊厳が守られた自立した生活を支援致します。

## 4 サービス委託業者

所在地	大阪府大阪市旭区生江三丁目 27 番 6 号
名称	社会福祉法人 リベルタ
代表者名	北口 末廣
電話番号	06-6925-8910
事業の内容	指定介護予防特定施設入居者生活介護・指定特定施設入居者生活介護

## 5 施設の概要

### (1) 敷地および建物

	敷地	862.77 m <sup>2</sup>
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建（耐火建築）
	延べ床面積	1,664.88 m <sup>2</sup>
	利用定員	42名

### (2) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂	1室	135.947 m <sup>2</sup>	3.23 m <sup>2</sup>
機能訓練室		食堂と兼用	
一般浴室	3室	1階 4.40 m <sup>2</sup> 3階 8.46 m <sup>2</sup>	
特別浴室	2室	2階 34.35 m <sup>2</sup>	
居間（談話室）	3室	1階 22.50 m <sup>2</sup> 2階 24.60 m <sup>2</sup> 3階 24.60 m <sup>2</sup>	
脱衣室	3室	1階 4.02 m <sup>2</sup> 2階 11.87 m <sup>2</sup> 3階 9.54 m <sup>2</sup>	
喫煙室	1室	1階 2.55 m <sup>2</sup>	
洗濯室	3室	1階 3.89 m <sup>2</sup> 2階 4.95 m <sup>2</sup> 3階 7.31 m <sup>2</sup>	
共用トイレ	3室	1階 5.06 m <sup>2</sup> 2階 4.00 m <sup>2</sup> 3階 4.00 m <sup>2</sup>	
台所	3室	1階 2.97 m <sup>2</sup> 2階 2.40 m <sup>2</sup> 3階 2.40 m <sup>2</sup>	

（注1）食堂等の指定基準は、1人あたり3 m<sup>2</sup>です。

（注2）各部屋の配置ならびに構造については、別添のパンフレットを参照してください。

## 6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
施設長	1	0	1	0	0	1	1	介護福祉士 1名
生活相談員	1	0	1	0	0	1	1以上	社会福祉士 0名
介護職員	15	10	1	4	0	12.21	12以上	介護福祉士 10名
看護職員	3	2	0	1	0	2.15	2以上	看護師 2名 准看護師 1名
機能訓練指導員	1	1	0	0	0	1	1以上	柔道整復士 1名
計画作成担当者	1	0	1	0	0	1	1以上	介護専門職員 1名

## 7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	・ 正規の勤務時間帯 (09:00) ~ (18:00) 常勤で勤務	4週8休
生活相談員	・ 正規の勤務時間帯 (09:00) ~ (18:00) 常勤で勤務	4週8休
介護職員	早出 A (07:00) ~ (16:00) 日勤 B (10:00) ~ (19:00) 日勤 G (09:00) ~ (18:00) 日勤 M (09:00) ~ (13:00) 日勤 O (09:00) ~ (14:00) 遅出 L (12:00) ~ (18:00) 遅出 C (11:00) ~ (20:00) 遅出 F (13:00) ~ (22:00) 夜勤 夜 (16:30) ~ (10:30) 準夜勤D (22:00) ~ (07:00)	4週8休
看護職員	・ 正規の勤務時間帯 (08:00) ~ (17:00) ・ 夜間については、正看護師が自宅待機を行い、緊急時に備えます。	4週8休
機能訓練指導員	・ 正規の勤務時間帯 (08:00) ~ (17:00) (09:00) ~ (18:00) 常勤で勤務	4週8休
計画作成担当者	・ 正規の勤務時間帯 (08:00) ~ (17:00) (09:00) ~ (18:00) 常勤で勤務	4週8休

## 8 営業日

営業日	年中無休
-----	------

## 9 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容	利用料
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立表により、栄養と入居者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。）</li> <li>・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食（08：30）～（09：30） 昼食（12：30）～（13：30） 夕食（17：30）～（18：30）</li> </ul>	介護法報酬の告示上の額（ただし、法定代理受領の場合は居宅介護(支援)サービス基準額の1割相当、法定代理受領でない場合は、居宅介護(支援)サービス基準額相当額です。）
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。</li> <li>・おむつを使用する方に対しては、1日6回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。</li> </ul>	
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週2回の入浴または清拭を行います。</li> <li>・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>	
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・シーツ交換は週1回実施します。</li> </ul>	
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員（所有資格は柔道整復士）による入居者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。</li> </ul>	

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 嘱託医師により、月 1～4 回診察日を設定して健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。</li> <li>・ 入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。</li> </ul> <p>(当施設の嘱託医師)</p> <p>診療所：いくえ城北公園クリニック 氏 名：福島 光太郎 医師 診療科：内科 診察日：毎月第 1～第 4 土曜日 (14:00)～(16:00)</p>
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当施設は、入居者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口)</p> <p>施設長兼生活相談員 米田 豊 介護支援専門員 大平 章博</p>
送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車で入退所の送迎を行います。</li> </ul>
レクリエーション行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当施設では、別添パンフレット記載の施設行事計画にそってレクリエーション行事を企画します。</li> </ul>

(2)介護保険給付外サービス

種 類	内 容	利用料・個室の場合
おむつの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者の希望に応じて提供します。</li> </ul>	<p>(内訳) <u>全て1袋の金額</u> で表示しています。</p> <p>リフレやわらかぬれタオル：392円 リフレはくパンツMサイズ・Lサイズ・LLサイズ：1,065円 リフレ簡単テープ止めタイプMサイズ・Lサイ</p>

		ズ：2,050円 リフレサラケアパット パワフル：450円 リフレサラケアパット ワイドロング：710円 リフレサラケアパットレ ギュラー：535円
食材の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。</li> <li>・食事は厨房調理で提供します。食事確定発注を5日前（09：00）までとしておりますので、<u>食事を止める際は5日前までに事前報告をお願いしま</u> <u>す。</u></li> </ul>	（内訳）朝食300円 昼食600円 夕食600円 特別食（お正月・敬老の日）お昼のみ1,000円（希望者のみ）
理美容サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月2回「美容室ぴーす」の出張による理髪サービスをご利用いただけます。</li> </ul>	カットサービス 1回2,100円 顔そり 1回600円 シャンプー 1回500円 カット&パーマ 1回5,100円 カット&カラー 1回4,600円 ベッドカット 1回3,000円 オプション 理美容用多機能イス 1回500円 シャンプー台 1回500円
特定施設サービス計画以外で、入居者が個別に希望される場合に実施するサービス	食事介助 30分 排泄介助 5～15分 ポータブルトイレ片づけ 体位変換 入浴介助 清拭 更衣 朝の洗面・身支度 夜の洗面・身支度	600円/回 100円～300円/回 100円/回 100円/回 600円/回 600円/回 300円/回 600円/回 600円/回

	<p>外出準備  外出同行  ※徒歩以外の移動はタクシーを利用（交通費は自費）  通院・服薬受取同行  買い物代行  服薬受取代行  入退院時の介助  役所手続き  移送サービス  入院中の見舞い訪問  入院中の洗濯や買い物</p> <p>※利用料金表はおよそサービスにかかる時間を想定し、5分100円（税別）での料金計算にて設置しております。実際の価格はサービスにかかった実時間にて計算させていただきます。</p>	<p>300円／回  1,200円／回  1,200円／回  500円／回  500円／回  1,500円／回  1,000円／回  1,000円／回  1,500円／回  1,500円／回</p>
貴重品管理サービス	・預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書など貴重品を管理することに伴い必要となる費用	1,000円／月
喫茶サービス（コーヒー）	・1階談話室の喫茶コーナーにてコーヒーの提供しております。	50円／1杯※600円 12杯分のチケットを購入して頂きます。
居酒屋行事（アルコール・ソフトドリンク）	・1階談話室にて居酒屋行事でアルコールの提供を開催しております。	100円／1杯※ビール・焼酎・チューハイ・ノンアルコールビール 50円／1杯※ソフトドリンク・ウーロン茶
アクアソリタゼリー（水分補給ゼリー）	・脱水予防として体調不良時、夏期を中心に提供しております。	128円／1本（1日のみ）、3,875円／31本（1カ月のみ）、11,439円／93本（3ヶ月のみ）

10 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	苦情解決責任者 施設長兼生活相談員 米田 豊 窓口担当者 事務長兼介護支援専門員 大平 章博 ご利用時間 毎日（09：00）～（18：00） また、苦情受付ボックスを各階に設置しています
-----------	--

11 行政機関その他苦情受付機関

大阪市・都島区役所 介護保険係	所在地 大阪市都島区中野町2丁目16番20号 電話番号 06-6882-9625・FAX 06-6352-4558 受付時間 午前9：00～午後5：30（土・日・祝日を除く）
大阪市・_____区役所 介護保険係	所在地 大阪市_____ 電話番号 _____・FAX _____ 受付時間 午前9：00～午後5：30（土・日・祝日を除く）
国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区1-3-8 中央大通りFNビル内 電話番号 06-6949-5418・FAX 06-6949-5417 受付時間 午前9：00～午後5：00（土・日・祝日を除く）
大阪市福祉局高齢者施策部介護保険（指定・指導グループ）	所在地 大阪市中央区船場中央3丁目1番7号331（船場センタービル7号館3階） 電話番号 06-6241-6310・FAX 06-6241-6608 受付時間 午前9：00～午後5：30（土・日・祝日を除く）

12 協力医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人リベルタ いくえ城北公園クリニック
理事長名	理事長 北口 末廣
所在地	大阪市旭区生江3丁目28番27号
電話番号	06-6923-2645
診療科	内科
契約の概要	介護付き有料老人ホーム寿寿ーことことーと生江診療所とは、月に1回～4回の往診を実施して頂き、入居者の健康管理を実施して頂く。
医療機関の名称	医療法人 永寿会 福島病院
院長名	理事長 南 卓男
所在地	大阪市旭区千林2丁目4番22号
電話番号	06-6953-2940
診療科	内科 消化器科 外科 整形外科 肛門科 放射線科 リハビリテーション科 麻酔科 消化器外科 内分泌科 人工透析科
契約の概要	介護付き有料老人ホーム寿寿ーことことーと福島病院とは、入居者に病状の急変があった場合、やむを得ない場合を除き、受診等の協力を依頼する。
医療機関の名称	医療法人 清翠会 牧病院
院長名	理事長 牧 恭彦
所在地	大阪市旭区新森7丁目10番28号
電話番号	06-6953-0590
診療科	内科 神経内科 消化器科 外科 整形外科 放射線科 リウマチ科 リハビリテーション科 麻酔科 内分泌科
契約の概要	介護付き有料老人ホーム寿寿ーことことーと牧病院とは、入居者に病状の急変があった場合、やむを得ない場合を除き、受診等の協力を依頼する。
医療機関の名称	医療法人 医誠会 医誠会病院
院長名	理事長 谷 幸治
所在地	大阪市東淀川区菅原6丁目2番25号
電話番号	06-6326-1121
診療科	内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 整形外科 形成外科 美容外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 放射線科 アレルギー科 麻酔科 歯科 歯科口腔外科 消化器外科 腎臓内科 内視鏡科 内分泌科
契約の概要	介護付き有料老人ホーム寿寿ーことことーと医誠会病院とは、入居者に病状の急変があった場合、やむを得ない

	場合を除き、受診等の協力を依頼する。
医療機関の名称	医療法人 尽生会 聖和病院
院長名	理事長 京 文靖
所在地	大阪市都島区中野町1丁目7番32号
電話番号	06-6352-2525
診療科	内科 消化器科 小児科 外科 整形外科 小児外科 泌尿器科 放射線科 リハビリテーション科 麻酔科 内分泌科
契約の概要	介護付き有料老人ホーム寿寿ーことことーと聖和病院とは、入居者に病状の急変があった場合、やむを得ない場合を除き、受診等の協力を依頼する。
医療機関の名称	医療法人 ヨシエ総合歯科医院
院長名	院長 藪内 崇督
所在地	大阪市西区北堀江2丁目2番28号グランドピア西大橋1階
電話番号	06-6543-1818
診療科	一般歯科 予防歯科 歯周病治療 入れ歯・義歯
契約の概要	介護付き有料老人ホーム寿寿ーことことーとヨシエ総合歯科医院とは、入居者に口腔内病状の急変があった場合、月1回～4回の往診と受診等の協力を依頼する。

### 13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「社会福祉法人リベルタ消防計画」に則って行います。			
平常時の訓練等	別途定める「社会福祉法人リベルタ消防計画」に則って年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	各階あり
	非難階段	1個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	11個所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：2019年9月6日 防火管理者：高井 俊樹			

#### 14 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会時間は（09：00）～（18：00）とさせて頂いております。</li> <li>・来訪者様が当施設に宿泊される場合は、当施設の許可を得て頂くようお願い致します。</li> </ul>
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者が外出・外泊される際には、1階事務所にて「外出・外泊届け」の記載をお願い致します。また、お食事を止める際は、5日前までに事前申請をお願い致します。</li> </ul>
嘱託医師以外の医療機関への受診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人様の希望に応じて受診していただけます。</li> </ul>
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。</li> </ul>
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は職員と用相談させていただきます。</li> </ul>
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者様の居室等に立ち入らないようにしてください。</li> </ul>
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所持品の管理は行っておりません。高価品・貴重品の持ち込みはお断りしております。</li> </ul>
現金等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。</li> </ul>
宗教活動・政治活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。</li> </ul>
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りしております。</li> </ul>

#### 15 高齢者の虐待防止について

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</li> <li>① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。</li> <li>② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。</li> <li>③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。</li> </ul>
----	--

16 サービス利用料金（1月あたり）

（1）下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金と家賃・管理費・食費の合計金額をお支払い下さい。（介護保険基本料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

<基本費用>

1. 介護保険基本料金	要介護度 1 17, 302 円	要介護度 2 19, 425 円	要介護度 3 21, 676 円	要介護度 4 23, 735 円	要介護度 5 25, 954 円
2. 家賃	50,000 円				
3. 管理費	44,500 円				
4. 食費	45,000 円				
5. 自己負担額合計 (1 + 2 + 3 + 4)	156, 802 円	158, 925 円	161, 176 円	163, 235 円	165, 454 円

1. 介護保険基本料金	要支援 1 5, 854 円	要支援 2 10, 002 円
2. 家賃	50,000 円	
3. 管理費	44,500 円	
4. 食費	45,000 円	
5. 自己負担額合計 (1 + 2 + 3 + 4)	145, 354 円	149, 502 円

※全て 30 日計算

※2 等地 10.72 円で計算

※全て負担割合 1 割の金額

上記の利用料金に以下の加算分は含まれていません。

加算名	1 日当たりの費用	算定要件
個別機能訓練加算（Ⅰ）	13 円／日	機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき機能訓練を行った場合
個別機能訓練加算（Ⅱ）	22 円／月	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること
退院・退所時連携加算	33 円／日	医療提供施設から入居を受け入れた際に算定※入居から 30 日以内に限る※要支援は除く

若年性認知症入居者受入加算	129 円／日	入居者ごとに個別の担当を定めていること。
科学的介護推進体制加算	43 円／月	①入所者・利用者ごとに、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
身体拘束廃止未実施減算	基本費用より 1 日につき 10%減算	委員会を 3 ヶ月に 1 回以上開催、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施している。
夜間看護体制加算	11 円／日	常勤看護師を 1 名以上配置していること。※要支援は除く
医療機関連携加算	86 円／月	協力医療機関の医師に対し、利用者の健康状態について月 1 回以上情報提供している場合。
看取り介護加算	(1) 78 円 ※死亡日以前 31 日以上 45 日以下 (2) 155 円 ※死亡日以前 4~30 日 (3) 729 円 ※死亡日以前 2・3 日 (4) 1,373 円※死亡日	医師が一般に認められている医学的知見に基づいき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。
サービス提供体制強化加算 (I) ※ (I) (II) (III) のどれか一つを算定	24 円／日	前年度(3 月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上であること。勤続 10 年以上介護福祉士が 25%以上であること。※上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。
サービス提供体制強化加算 (II)	20 円／日	前年度(3 月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上であること。
サービス提供体制強化加算 (III)	7 円／日	前年度(3 月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上であること。常勤職員

		が 75%であること。勤続 7 年以上 30%以上であること。
認知症専門ケア加算 (I)	4 円/日	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者に数に合わせて配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
口腔衛生管理体制加算	33 円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言を月に 1 回以上行い、計画を作成していること。
介護職員処遇改善加算 (I)	算定した単位数の 1000 分の 82 に相当する単位数	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合。
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	算定した単位数の 1000 分の 18 に相当する単位数	介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合。

- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ・家賃に要する費用について、入院又は外泊中は居住費をお支払いいただきます。

## (2) <サービスの概要と利用料金>

### ①特別な食事（飲酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費（別途 消費税）

お正月特別食 1,000 円 敬老会特別食 1,000 円（消費税含む）

### ②理髪・美容

月に 2 回、理容・美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）、美容サービス（調髪、パーマ、洗髪・カラー）をご利用いただけます。

利用料金：2,100 円～ ※パーマ・洗髪・カラーについては実費

### ③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

保管管理者：施設長 米田 豊

利用料金：1 カ月当たり 1,000 円

## (3) 利用料金の支払い方法

前記 (1) ・ (2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月

末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

・預金口座振替

17 有料老人ホームの入居契約の締結に係る重要事項の説明等におけるITの活用等について

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第5項において、有料老人ホームの設置者（以下「設置者」という。）は、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与する介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならないとされているところ。また、厚生労働省老健局長通知「有料老人ホームの設置運営標準指導指針（老発第0718003号。以下「指導指針」という。）」において、入居希望者に対し、入居契約前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行う旨示されているところであるが、重要事項等の説明及び署名については以下の取扱いとして差し支えないこととする。

1. 重要事項等の説明について

指導指針に基づく重要事項等の説明（以下「重要事項説明」という。）の方法については、対面による説明以外に、次に掲げるすべての事項を満たしたテレビ会議等のITを活用した説明も可能である。

(1) IT環境

設置者及び入居予定者が、重要事項説明に係る書面等（以下「重要事項説明書等」という。）及び説明の内容について十分に理解できる程度に映像を視認でき、かつ、双方が発する音声を十分に聞き取ることができるとともに、双方向でやりとりできる環境において実施していること。

(2) 入居希望者の事前同意

設置者が、重要事項説明の方法について、入居希望者の意向を事前に確認し、ITを活用した重要事項説明により実施することの同意を得ていること。なお、同意は口頭でも可能であるが、後のトラブル防止の観点から、書面やメール等の形で証跡として残すことが望ましい。

(3) 重要事項説明書等の事前送付

重要事項説明書等を、入居希望者にあらかじめ送付していること。

(4) I Tを活用した重要事項説明の開始前の入居希望者の準備の確認

入居希望者が、重要事項説明書を確認しながら説明を受けることができる状態にあること並びに映像及び音声の状況について、設置者が重要事項説明を開始する前に確認していること。

(5) 重要事項説明実施途中で動作不良が生じた場合の対応

I Tを活用した重要事項説明を開始した後、映像を視認できない又は音声を聞き取ることができない状況が生じた場合、登録事業者は、直ちに説明を中断し、当該状況が解消された後に説明を再開すること。

2. 重要事項説明後の署名について

指導指針に基づく、説明を行った者及び説明を受けた者の署名については、郵送による取り交わしを行うことも可能である。

